

二宮町地球温暖化対策実行計画

平成 29 年度～平成 34 年度

平成 29 年 3 月

神奈川県中郡二宮町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景 1
2. 目的 1
3. 計画期間・基準年度 2
4. 対象範囲 2
5. 対象とする温室効果ガス 3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量 4
2. 要因別の排出状況 4
3. 削減目標 5

第3章 具体的な取組

1. 公共施設、設備の整備及び管理運営に関する取組 6
2. 電気使用量削減に関する取組 6
3. 燃料使用量削減に関する取組 7
4. 省資源の推進に関する取組 7
5. その他の取組 8

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制 9
2. 点検体制 9
3. 進捗状況の公表 9

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動によって大気中の CO₂（二酸化炭素）など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収され、地表面の温度が上昇することにより、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、平成 9（1997）年 12 月に、「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」が開催され、先進国の温室効果ガス削減目標等を示した「京都議定書」が採択され、これにより温室効果ガスの排出量を平成 2（1990）年比で、5%（日本は 6%）削減するとの目標が定められました。

「京都議定書」の採択を受けて、国内での温暖化対策を推進するため、平成 10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が制定されました。

また、平成 27（2015）年にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、世界共通の長期目標として気温上昇を 2℃未満に抑える目標の設定、1.5℃に収める努力を追求することが明記された新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

国においては、「パリ協定」の採択を受けて、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。「地球温暖化対策計画」では、目指すべき方向性として、①中期目標（2030 年度 26%減）の達成に向けた取組、②長期的な目標（2050 年 80%減を目指す）を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の 3 つを掲げています。

2. 目的

温対法第 21 条の 3 に基づき都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものと規定されています。

本町では、温対法に基づき策定が義務付けられている「二宮町地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を作成することで、自らの温室効果ガス排出削減対策に取り組むとともに、地域の模範として町民の取り組みを促進することを目的としています。

3. 計画期間・基準年度

本計画は、「第5次二宮町総合計画」及び「二宮町第2次環境基本計画」と整合性を図るため、対象期間を平成29（2017）年度から平成34（2022）年度までの6年間とします。

基準年度については、実績として把握可能な直近の年度である平成27（2015）年度に設定します。

なお、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	〃	H34
二宮町地球温暖化対策実行計画				基準年度				→
第5次二宮町総合計画								→
二宮町第2次環境基本計画								→

4. 対象範囲

本計画では、本町が行う全ての事務及び事業を対象とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

ただし、他者に委託して行う事務及び事業は、原則として算定の対象外とします。

（主な対象施設）

- 庁舎
 - 町民センター
 - 駅前町民会館
 - 町民サービスプラザ
 - 環境衛生センター桜美園
 - 保健センター
 - 各小中学校、百合が丘保育園
 - 生涯学習センター ラディアン
 - 町立体育館
 - 町民運動場
 - 町民温水プール
 - 消防署
- 等

5. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項には次の7物質が温室効果ガスとして規定されていますが、本計画では、人為的に発生する温室効果ガスとして約9割を占め、温暖化への影響も大きい二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

平成27年度我が国の温室効果ガスの排出量

ガスの種類	排出量 (百万t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,223	92.6
エネルギー起源	1,148	86.9
非エネルギー起源	75.0	5.7
メタン (CH ₄)	31.2	2.4
一酸化二窒素 (N ₂ O)	20.9	1.6
代替フロン等4ガス	45.4	3.4
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	39.4	3.0
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	3.3	0.3
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	0.2
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.6	0.04

対象とする温室効果ガス

ガスの種類	対象	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	○	化石燃料の焼却など
メタン (CH ₄)	×	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	×	燃料の焼却、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	×	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	×	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	×	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	×	半導体の製造プロセスなど

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

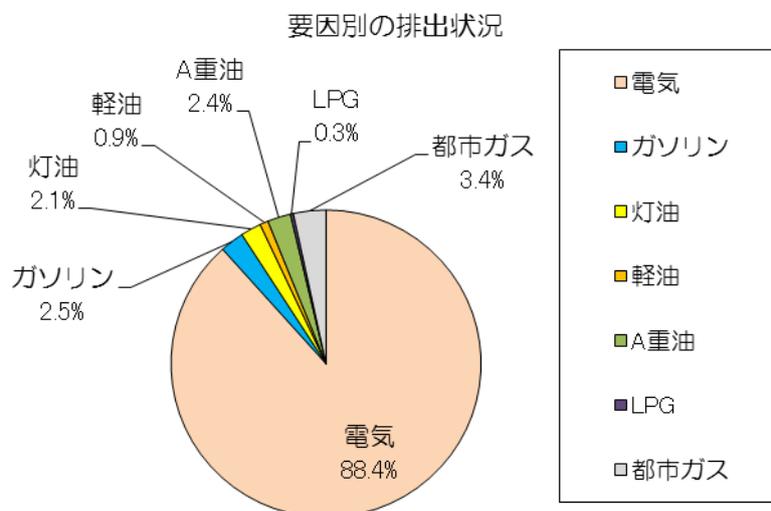
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本町の事務及び事業における平成27（2015）年度（基準年度）の二酸化炭素総排出量は、1,942,865 kg-CO₂です。

活動項目		平成27年度					
		使用量	単位	排出係数	排出量	単位	
電気の使用	電気事業者	2,262,284	kWh	0.500	1,717,886	kg-CO ₂	
	(2社)	1,520,062	kWh	0.386			
燃料の使用	ガソリン	20,425	ℓ	2.32	47,386		
	灯油	16,742	ℓ	2.49	41,688		
	軽油	6,551	ℓ	2.58	16,902		
	A重油	17,400	ℓ	2.71	47,154		
	LPG	985	kg	5.97	5,880		
	都市ガス	30,541	m ³	2.16	65,969		
合計					1,942,865		

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成27（2015）年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出量が全体の88.4%を占めています。



3. 削減目標

平成27（2015）年度を基準年とし、計画期間の最終年度である平成34（2022）年度の二酸化炭素排出量を、10.2%削減することを目指します。

区 分	基準年度排出量 平成27年度	削減目標	目標年度排出量 平成34年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	1,943 t-CO ₂	10.2 %	1,745 t-CO ₂

削減目標の考え方

環境省が平成28年5月に策定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」では、政府の事務及び事業に関して、平成25年度比で平成32年度までに10%削減、平成42年度までに40%削減を目標としています。

本計画では、政府実行計画との整合性を踏まえ、政府実行計画における平成34年度時点の削減率を算出し、削減目標を設定しました。

第3章 具体的な取組

1. 公共施設、設備の整備及び管理運営に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
再生可能エネルギーの導入	公共施設の新築・改築等に併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。
施設・設備の改善等	公共施設の新築・改築等の際は、断熱性に優れた材料や省エネ型設備の導入に努める。
	高効率照明（LED照明等）の導入に努める。
	公共施設の緑化を推進する。
公用車の更新	公用車の買い替え等の際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーを導入する。
電力の契約	庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮して検討を行う。

2. 電気使用量削減に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
照明の使用	始業前、昼休み及び残業時間等の不要な照明を消す。
	各職場の最終退出者は、消灯を確認する。
	利用場所の明るさに応じて、照明の数を減らす。
	使用していない会議室、トイレ等は消灯する。
電気機器等の使用	使用していない電気機器の電源プラグを抜く。
	電気機器の使用を可能な範囲で抑制する。
	昼休みなどは、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切る。
	パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープ（スタンバイ）モード等を活用する。
	コピー機やファクシミリなどの事務用機器は、節電・待機モードに切り替わるよう設定する。
	退庁時にプリンターの電源を切る。
	エレベーターの使用について、職員は荷物等の搬入出に限る。
	自動販売機に係る節電の協力要請をする。
冷暖房・空調機器の管理	室内温度の適正化（冷房28度・暖房19度）
	ブラインドやカーテン等を適切に使用し、冷暖房の負荷軽減を図る。
	換気風量を適正にする。
	使用していないエリアの空調を停止する。

	施設の壁面緑化（グリーンカーテン）を推進する。
	クールビズ（5月～10月）、ウォームビズ（冬季）を励行する。
労働時間の短縮等	事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図る。
	原則毎週水曜日は、全庁一斉「定時退庁」を行い、一斉消灯を進める。
イベント等での節電の配慮	イベント・会議等（町施設以外の施設を利用する場合を含む。）の実施に際しては、実施日程や方法について、節電の観点から十分な配慮を行う。

3. 燃料使用量削減に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
公用車の使用	公共交通機関を有効活用する。
	走行ルート of 合理化を図る。
	業務上可能な場合には、相乗りを励行する。
	車両整備の徹底、タイヤの空気圧など適正管理に努める。
	経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし、不要なアイドリングを防止等、エコドライブを徹底する。 また、待機時のエンジン停止を励行する。
ガスの使用	炎の大きさを調整するなど、無駄なガスを消費しない。
灯油の使用	冷暖房機器を適正に管理し、燃焼効率を向上させ、灯油の使用量を削減する。
重油の使用	ボイラーの使用に当たっては、効率的な運転に努める。
	ボイラー等の交換時には、熱効率の良い機種を導入を図る。

4. 省資源の推進に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
用紙類の使用量の削減	会議等で使用する資料の簡素化や、作成部数の適正化を徹底する。
	会議等では、資料を簡素化・電子化し、紙資料の削減を図る。
	庁内LAN、文書管理システム、電子メールを活用し、ペーパーレス化を推進する。
	両面コピーを徹底する。
	文書及び資料の共有化を徹底する。
	報告書や計画書等の文書はホームページ等を利用し、発行部数を削減する。
ごみの減量化、リサイクルの推進	施設から排出されるごみの発生抑制、分別の徹底を図る。
	庁舎等の施設利用者やイベント等参加者にごみの発生抑制、分別を呼びかける。

	物品等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行う。
	備品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る。
	コピー機やプリンターのトナーカートリッジを可能な範囲で再利用する。
物品の購入	電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選ぶよう努める。
	事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品を購入する等、グリーン購入を推進する。

5. その他の取組

取組項目	具体的な取組内容
職員の環境保全に関する意識向上	職員1人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけではなく、費用の節減にもなることを理解して自発的な取組がなされるよう、職員への情報提供や意識向上を図る。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

推進本部、推進担当者、事務局を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

推進本部は、生活環境課長を本部長、財務課長を副本部長、その他、各課等の長を構成員として組織します。推進本部では、計画の点検及び見直しを行います。

(2) 推進担当者

班長級職員を推進担当者とし、各課等に1人設けます。推進担当者は課員への周知・指導・管理等といった計画実行を担います。また、進捗状況を把握し、事務局への報告を行います。

(3) 事務局

事務局を生活環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

2. 点検体制

事務局は、定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、温室効果ガス排出量実績については、年1回、町ホームページ等により公表します。